

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条に基づき平成28年6月22日付けで行った「平成23年2月21日に瀬戸市で実施した廃棄物総合管理システム業務委託契約候補者選定指名型プロポーザルのヒアリング及びプレゼンテーション審査における書類」（別紙一覧の①から⑥まで。以下「本件対象文書」という。）の公文書開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が平成28年8月8日付け28瀬環第174号で行った一部開示決定の処分のうち、不開示とした「廃棄物総合管理システム業務委託 契約候補者選定委員」における職名及び氏名については、これを開示すべきである。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成28年6月22日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成28年8月8日付け28瀬環第174号により処分庁が行った一部開示決定の処分について、その処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張するその主たる理由は、概ね次のとおりである。

ア 条例第7条第5号による不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、④「評価結果1・2」及び⑤「廃棄物総合管理システム業務委託 契約候補者選定委員」（以下「本件対象文書ア」という。）に記載された内容は、発言者の思想、信条等に関わるものではなく、それを開示することにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれのあるものではない。また、契約候補者選定委員会は終了後5年以上が経過しているのであり、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれもなし。また委員の具体的な氏名を不開示にすれば足り、それ以上の情報を不開示とする理由は全くない。

イ 条例第7条第3号アによる不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、⑥「瀬戸市廃棄物総合管理システムに関する企画ご提案書」

(以下「本件対象文書イ」という。)について、プレゼンテーションの実施にあたっては条例に基づき公開する可能性があることを前提にしており(平成23年2月3日付けプロポーザル実施要領「16 提出書類の取扱い」)、技術情報であることは不開示理由にならない。加えて既に瀬戸市において本システムは運用が開始されており、市民も知るところになっており、この点からも不開示とする理由がない。また、不開示情報については、秘匿すべき技術上のノウハウか否か検討された上で、必要最小限の範囲でなければならないところ、当該情報が秘匿すべき技術上のノウハウか否か全く検討されておらず、さらに不開示範囲が最小限度ではなく広きに失するのであり、極めて不当である。

3 処分庁の弁明の趣旨

処分庁の弁明は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第5号による不開示情報該当性について

本件対象文書アに記載された内容は、契約候補者選定委員の職名及び氏名であり、これらを公表することにより、次回本業務の事業者選定を指名型プロポーザルで行った場合に、どのような者が選定委員として任命されるか予測できることとなり、選定時の公平性に支障をきたす可能性が高いため不開示と判断したものである。

(2) 条例第7条第3号アによる不開示情報該当性について

本件対象文書イに記載されている内容は、提案事業者が長年培ってきた独自の技術上のノウハウであり、これらが公表されることは、競合他社が模倣することを可能とし、提案事業者の独自性が損なわれ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したものである。なお、廃棄物総合管理システム業務委託契約候補者選定指名型プロポーザル実施要領第16条第2項において、「瀬戸市情報公開条例に基づき公開請求により公開する場合があります。」と規定しているが、全ての情報を公開するとしたものではなく、条例に基づき提出書類に含まれる情報の内容をそれぞれ精査した上で開示又は不開示を決定するものである。また、本システムは既に運用が開始されており市民も知るところではあるものの、本件対象文書に記載されている機能や技術等まで知ることはできないものである。

4 審査の経過

平成28年 9月20日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

平成28年 9月20日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付
平成28年 9月20日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
併せて口頭意見陳述に関する通知を送付
平成28年10月20日 審査請求人に反論書の提出及び口頭意見陳述の希望がない
ことを確認
平成28年12月 9日 第1回審査
平成29年 2月 3日 第2回審査

5 審査会の判断の理由

審査請求人は、処分庁が特定した本件対象文書のうち、処分庁が条例第7条第5号及び第3号アにより不開示とした情報については、一部不開示事由に該当しないとし、開示することを求めていることから、当審査会は本件対象文書について、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成26年瀬戸市規則第12号）第7条の規定により一部開示決定に係る公文書の提出を求め、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

処分庁が本件対象文書として特定した公文書は別紙のとおりである。

(2) 本件対象文書アについて

ア 条例第7条第5号による不開示情報該当性について

本号は、市等の内部における審議等であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等」について不開示とすることを定めたものである。

本件対象文書アの不開示部分は、契約候補者選定委員の職名及び氏名であるが、別紙④のうち「評価結果1」及び別紙⑤「廃棄物総合管理システム業務委託 契約候補者選定委員」にそれぞれ記載されていることから、その不開示情報該当性について検討した。

まず、別紙④「評価結果1」においては、契約候補者選定委員の氏名及びその評価内容が記載されており、契約候補者選定委員の誰がどのような評価をしたかが分かる内容となっているので、「公にすることにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当するものと認められる。

次に、別紙⑤「廃棄物総合管理システム業務委託 契約候補者選定委員」には、契約候補者選定委員の職名及び氏名が記載されているが、その評価内容は記載され

ていないことから、契約候補者選定委員の職名及び氏名を開示しても「率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれに該当するもの」とは認められないことから開示すべきである。

なお、契約候補者選定委員は、市の職員及び市長が任命した者であり、その職名及び氏名は、条例第7条第2号ウの規定による公務員等の職務遂行情報に該当することからも不開示情報に当たらない。

(3) 本件対象文書イについて

ア 条例第7条第3号アによる不開示情報該当性について

本号は、法人に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は不開示とすることを定めたものである。

本件対象文書イの不開示部分は、廃棄物総合管理システムを構成する技術的な内容であり、その大半がシステムの画面又は帳票類であり、開示することにより技術的な内容が分かるため条例第7条第3号アによる不開示情報に該当する。また、セキュリティの面から、公にすることにより、外部からシステムを不正操作され、公共の安全等に支障を及ぼすおそれも考えられることから、条例第7条第4号にも該当する不開示情報であると認められる。

なお、本審査請求に係る業務委託は、不燃・粗大ごみのコールセンターに関する業務が主であり、システムの開発又はシステムの購入を目的とする契約ではないことが確認された。本件対象文書イに記載されている内容は、当該システムに関するものであり、委託業務の遂行に必要なものとして開発されたものであるため、当該システムに関する技術的ノウハウは、法人に帰属するものであり、市が所有権を有するものではない。加えて、本審査請求に係る公文書開示請求にあたっては、処分庁が当該法人と調整の上、一部開示決定していることを確認したことから、処分庁が不開示情報とした判断は妥当である。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

平成23年2月21日に瀬戸市で実施した廃棄物総合管理システム業務委託
契約候補者選定指名型プロポーザルのヒアリング及びプレゼンテーション審
査における書類一覧

- ① 技術企画提案書等の評価シート
- ② プレゼンテーションの評価シート
- ③ 評価結果総評
- ④ 評価結果1・2
- ⑤ 廃棄物総合管理システム業務委託 契約候補者選定委員
- ⑥ 瀬戸市廃棄物総合管理システムに関する企画ご提案書